

NASPA サッカースクール 運営要領

YU-YU FUTSAL PARK NASPA サッカースクールの運営要領を下記のとおり定める。

1. 目的

サッカーの基本を指導するとともに、サッカーを通じて規律、協調性、礼儀を身に付けさせ、豊かな人間性及び社会の規範となる人格の形成に努力する。

2. 入会資格

本人及び保護者の当スクールの趣旨に賛同される幼稚園児から中学生までの少年少女。

3. 入会手続き

入会希望者は随時、下記の所定書類に必要事項を記入し、保護者の同意署名捺印の上、スクール運営事務局に提出願います。

《入会時必要な物》

- 1) 入会申込書 (写真)
- 2) 健康診断書
- 3) 保護者同意書
- 4) 入会記念品用品サイズ表
- 5) 入会費 (初年度保険料を含む)
- 6) 初回会費

4. スクールの受講更新手続き

スクールの受講更新は毎年3月とし、年会費税込1,300円を4月分の会費支払い時に徴収させていただきます。年会費のお支払いが確認できた方より保険の加入手続きを行うものとする

5. 入会及び月会費など

<入会費>

13,000 円 (税抜き) / **14,300** 円税込 (初年度年会費、保険代込み)

<会費>

その月々で下記の①②のご希望のチケットを購入することが可能です。

①月間フリーパスチケット **5,000** 円 (税抜き) / **5,500** 円税込み

※各クラスおよそ週2回レッスン日があります。

※該当する開校日以外のご使用はできません

②月間4回の回数券 **4,000** 円 (税抜き) / **4,400** 円税込み

※当月開校日の中から4回受講できます。

※4回以降は、1回券(1,200円税抜き / 1,320円税込)の追加が可能です。

※1回券はございません。回数券(4回券)購入者のみの対応となります。

6. 会費の納入

入会金及び初月会費は入会手続き時にNASPAフロントにてお支払、ご購入ください。月会費は、次月のチケットは当月15日までにフロントにてご購入ください。なお、当月受講後の4回券の購入はお断りさせて頂いております。

回数券をご購入で当月4回消化できない場合、次月への繰越しは出来ません。ご了承ください。

7. 兄弟割引

兄弟どちらかの購入券に応じての対応となります。

兄弟のどちらもフリーパス購入の場合 1,100 円の割引となります。

兄弟のどちらかが回数券の場合、550 円の割引となります。

※兄弟割引を適応する場合、兄弟合わせてのお支払いとどちらがどの券を購入されるかを必ずスタッフにお伝えください。

8. 保険加入

スポーツ傷害保険に加入します。スクール行事参加中及び会場への往復経路（一部条件あり）での事故に適用されます。（保険請求は事故発生より 30 日以内です）

9. 開校日

- | | |
|----------------------|---------------------|
| ・ 幼児クラス（4 歳～6 歳） | 月曜日・水曜日 16:15～17:15 |
| ・ ジュニアクラス（小学 1.2 年生） | 火曜日・金曜日 16:30～18:00 |
| ・ ジュニアクラス（小学 3.4 年生） | 火曜日・金曜日 18:15～20:00 |
| ・ ジュニアクラス（小学 5.6 年生） | 月曜日・水曜日 18:15～20:00 |

10. 休校日

- ・ 別紙年間スケジュール参照

11. 指定着

NASPA 指定のトレーニングウェアでなくてもご参加いただけます。

12. 事務局

〒512-1212 三重県四日市市智積町 3359

NASPA サッカースクール TEL0593-25-2000 代表 石川

13. ご連絡

LINE@でNASPAをお友達登録して頂き LINE で情報を受け取って頂く方法

<https://lin.ee/4WVw8e5NE>

②電話でお問い合わせして頂く方法

NASPA サッカースクール 059-325-2000

13. 施行

本運営要領は 2022 年 4 月 1 日に改正施行するものとする。

NASPA サッカースクール規約

第1条（名称、所在地）

このスクールは、名称をNASPA サッカースクールとし、当スクールの事務局は三重県四日市市智積町3359におく。

第2条（目的）

サッカーの基本を指導するとともに、サッカーを通じて規律、協調性、礼儀を身につけさせ、豊かな人間性及び社会の規範となる人格の形成に努力する。

第3条（入会資格）

本人及び保護者の当スクールの趣旨に賛同される幼稚園児から中学生までの少年少女。

第4条（指導日時）

当スクールがあらかじめ決めた曜日、時間におこない、年間48週以上（合宿、特別講習も含む）とする。合宿は、年3回のショートキャンプ（1泊）を開催。（合宿開催の際には、別途振替日を設定する）

予定された指導日においても天候不順(台風・大雪・大雨等)、感染症等によりスクールをおこなう事ができない場合はスクール開始2時間前までに判断連絡し休校とする。その際、スケジュールによるが振替日を設定する。なお、祝日、年末年始、国民の休日は、休講とする。

5 第5条（指導クレド）

1 挨拶をする ②目を見て話を聞く ③時間を大切にする ④助け合い
の4つの約束を教育の基本とする

第6条（クラス別指導内容）

【幼児クラス】

神経系が発達するこの時期に、以後の習得すべき動作に必要な神経をサッカーだけでなく、他のスポーツや遊びからの動作により様々な角度で刺激を与え、成長に必要な神経系を構築するようにメニューをたて指導を行います。一緒に遊び、一緒に楽しみ、一緒に学ぶことでいろいろな発見を促し、サッカーを一番楽しいスポーツとして自主的に継続できることに重点を置き、次の段階への準備をいたします。

【ジュニアクラス】

神経系が発達し、さらに上の段階に行く前の基礎導入期。技術の習得がもっとも可能な年代という特色を生かし、キック、コントロールはもちろんのこと、ボールタッチ、フェイント、シュート、ヘディングなどの基本技術を正確に習得し、さらにサッカーが楽しくなるような指導を行います。ボールに触れる技術だけでなく、ボールが無いときに何をすべきなのかを瞬時に自己判断できるように習慣付けし、自然とクリエイティブな選手になれるように指導を行います。もちろん、サッカー面だけでなく、生活面にも指導を行い、自立心を養います。

【合宿】

年3回の1泊2日のショートキャンプを実施。合宿では集団競技としてコミュニケーションや集団生活のトレーニングを行います。普段のサッカートレーニングでは補えない優れたスポーツマンに必要な優れた精神を養います。

※コロナ等で開催がない場合あり

第7条（入会手続き）

入会希望者は入会申込書に必要事項を記入し、保護者の同意署名、捺印の上、当スクールに提出する。

第8条（会費不返納）

当スクールは、原則としていったん支払われた入会金や会費はいかなる場合も返金しないものとする。

第9条（スクール生の自己負担費用）

スクール生の自己負担費用は、入会金、年会費、月会費のほか、通常スクール活動の練習外に企画される合宿、交流試合、懇親会、イベントなどの参加にかかる諸費用が発生する。

第10条（会員資格の更新）

原則としてスクール退会、休会手続きが無い場合は、自動更新とする。また、更新時は年会費1,300円の納入が必要となる。年会費の納入がないものは、障害保険への未加入となり、ケガをした場合自己負担とする。

第11条（休会）

けが、病気などやむを得ない事由により1ヶ月休むスクール生は、すみやかに事務局に連絡しなければならない。3ヶ月以上休む生徒は、その理由を休会届に明記、提出し理由によっては、医師の診断書を必要とする。また、休会の限界を6ヶ月とし、該当者は、会員資格を失うものとする。

第12条（退会）

退会するスクール生はすみやかに所定の退会届を提出しなければならない。退会・休会届の提出がなく、1ヶ月以上参加のない場合は、自動的に会員資格を失うものとする。

第13条（除名）

当スクールは、本規約に違反した者、スポーツマンとしてふさわしくない振る舞いをおこなったと判断した生徒本人または、保護者を除名させることができる。

第14条（保険及び事故責任）

スクール生は全員、入会時及び更新時に入会金、年会費の支払いに応じてスポーツ傷害保険への加入を行う。スクール内の行事における事故については、スポーツ傷害保険の補償範囲内でのみ補償し、その他について当スクールは一切の責任を負わないものとする。

第15条（変更届）

スクール生は、住所、電話番号等必要事項の変更が生じた場合には、すみやかに事務局に連絡しなければならない。

第16条（施行）

本規約は、2022年4月1日より改正施行する。